協議第１７号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年６月２６日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併検討協議会
会　長　中　　村　　功　　一

記

１．１市４町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第７条第１項第１号の規定を適用し、合併後の平成１７年１０月３１日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
２．在任特例適用後の新市の議会議員の定数は、２４人とする。
３．在任特例満了に伴う第１回目の選挙は、各市町毎に選挙区を設ける。各選挙区における定数は、次のとおりとする。

八日市市選挙区	１０人
永源寺町選挙区	３人
五個荘町選挙区	４人
愛東町選挙区	３人
湖東町選挙区	４人

資　料　1

協　議　事　項	議会の議員の定数及び任期の取扱い			協　定　項　目　No.	5
◆議会議員の定数、任期に関する法律				◆提案内容の考え方	
区　分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例を適用する場合	在任に関する特例を適用する場合		
1. 定　数	地方自治法第91条(抄) (市町村議会の議員の定数) 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲で定めなければならない。 ⑹人口6万以上10万未満の市　30人 7 市町村の廃置分合をしようとする場合において、設置関係市町村は、(略)協議により、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数をさだめなければならない。 10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。	合併特例法第6条第1項 (議会の議員の定数に関する特例) 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。	合併特例法第7条第1項 (議会の議員の在任に関する特例) 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。(以下　省略) 1 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間	【在任特例を適用することについて】 ○次のような理由により、一定期間議会の議員の身分を引き継ぐ。. ・合併前の市町村の住民の意見を合併後の行政に反映させる。 ・合併前に協議した事項について、合併後一定期間その実施状況を確認する。 ・設置選挙の場合、新市の市長選挙と同一選挙となり、混乱を招く。 ・合併という大きな変革時期に空白期間を設けない。 【特例期間について】 ○その期間について、合併の目的や今般の情勢、民意等を考慮し、次のとおりとする。 ・期間は1年以内とし、年度末、予算審議や定例議会の時期を避けることが望ましい。 【特例適用後の定数について】 ○定数については、社会情勢を鑑み、同規模自治体を参考に上限定数より減員する。		
2. 選　挙　期　日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。		
3. 選挙すべき議員の数	関係市町村が協議し、議会の議決を経て定めた定数	関係市町村が協議し、議会の議決を経て定めた定数			
4. 任　期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間		
5. そ　の　他	公職選挙法第15条第6項　市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。				

協　議　事　項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協　定　項　目　No.	5

【議会議員の定数・在任に関する特例】

新設合併の場合、関係市町村の法人格が消滅することになり、関係市町村の議会議員は全て失職することになる。この場合市町村の設置の告示による市町村の設置日から50日以内に、定数に基づき、議会議員の選挙を行うことになる。（公職選挙法第33条、第177条）これに対して、合併する市町村の住民の意見を合併後の行政に反映させ、均衡のとれたまちづくりを図るために、合併後の一定期間に限り、地域住民の代表者である議会議員の定数や在任に関する特例措置が定められている。

★定数特例（合併特例法第6条第1項）

合併関係市町村の協議により、設置選挙により選出される議員の任期に限り、地方自治法第91条第1項の議員定数の2倍までの数の議員を置くことができる。

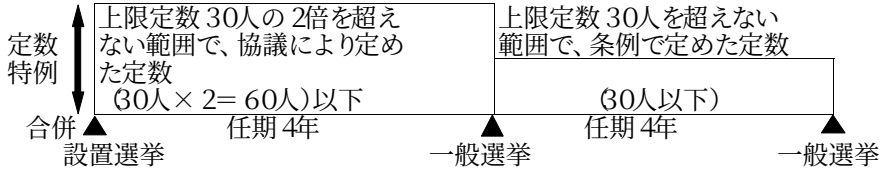

★在任特例（合併特例法第7条第1項）

合併関係市町村の協議により、合併関係市町村の議員は合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員でいることができる。

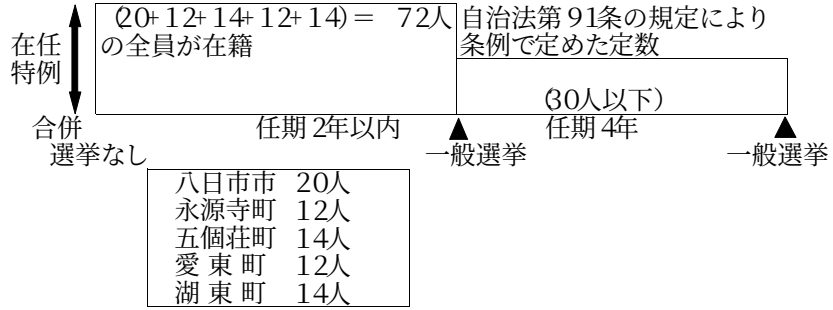

★合併特例を使わない場合

市町村の設置日から50日以内に、地方自治法による定数に基づき、選挙を行う。
定数は30人以内。

【議員定数】

《地方自治法第91条》　（平成15年1月1日施行の規定）
市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。
第2項　市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- ・人口　2千未満の町村　12人
- ・人口　2千以上5千未満の町村　14人
- ・人口　5千以上1万未満の町村　18人
- ・人口　1万以上2万未満の町村　22人
- ・人口　5万未満の市及び人口2万以上の町村　26人
- ・人口　5万以上10万未満の市　30人
- ・人口　10万以上20万未満の市　34人
- ・人口　20万以上30万未満の市　38人
- ・人口　30万以上50万未満の市　46人
- ・人口　50万以上90万未満の市　56人
- ・人口　90万以上の市　人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあっては96人）

新市の場合
1市4町の人口（平成15年3月末現在）

八日市市	45,144人
永源寺町	6,488人
五個荘町	11,935人
愛東町	5,680人
湖東町	9,149人
計	78,396人

自治法第91条の上限定数　30人

【議員任期】

普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。　《地方自治法第93条》

資　料　3

協　議　事　項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協　定　項　目　No.	5

先　進　地　事　例

取り扱い方法	内容	先進事例		
		合併市町村	合併関係市町村	合併の期日
地方自治法第91条の規定による方法 （合併特例措置の適用を受けない）	選　挙：合併後50日以内 定　数：条例で定める数 任　期：4年 補欠選挙の有無：有り 選　挙　区：設けることができる	大東町	大浜町、城東町	昭和48年4月1日
		御前崎市(予定)	浜岡町、御前崎町	平成16年3月1日
		京丹後市(予定)	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町	平成16年3月1日
		西近江市(予定)	今津町、マキノ町、安曇川町、新旭町、高島町	平成16年10月1日
		飛騨市(予定)	古川町、神岡町、河合村、宮川村	平成16年2月1日
		新市名協議中	弓削町、生名村、岩城村、魚島村	平成16年10月
		恵那市(予定)	恵那市、岩村町、山岡町、明智町、上矢作町、串原村	平成16年10月
		天草市(予定)	本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町	平成17年1月
		丹波市(予定)	氷上町、柏原町、青垣町、春日町、山南町、市島町	平成16年11月
		新市名協議中	朝日町、越前町、織田町、宮崎村	平成17年2月
		新市名協議中	白石町、北方町、大町町、江北町、福富町、有明町	協議中
合併特例法第6条の規定による方法 （定数に関する特例）	選　挙：合併後50日以内 定　数：法定定数の2倍以内 （合併後、最初の選挙に限る） 任　期：4年 補欠選挙の有無：有り 選　挙　区：設けることができる			
合併特例法第7条の規定による方法 （在任に関する特例）	選　挙：無 定　数：現行議員数 任　期：合併後2年以内 補欠選挙の有無：無	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	平成13年 5月 1日
		西東京市	田無市、保谷市	平成13年 1月21日
		篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	平成11年 4月 1日
		あきる野市	秋川市、五日市町	平成 7年 9月 1日
		ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	平成 6年11月 1日
		廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年 3月 1日
		南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	平成15年 4月 1日
		山県市	高富町、伊自良村、美山町	平成15年 4月 1日
		静岡市	静岡市、清水市	平成15年 4月 1日
		東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	平成15年 4月 1日
		あさぎり市	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	平成15年 4月 1日
		周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	平成15年 4月21日
		甲賀市(予定)	水口町、甲賀町、甲南町、信楽町、土山町	平成16年10月1日

資　料　4

協　議　事　項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協 定 項 目 No.	5

1　市　4　町　の　現　状

八日市市

定数　20人

議員期数

期数	1	2	3	4	5	6	7	8	合計
人数	9	1	6	1	1		1	1	20

任　期

平成11年8月15日から

平成15年8月14日まで

（平成15年8月15日から

平成19年8月14日まで）

永源寺町

定数　12人

議員期数

期数	1	2	3	4	5	6	7	8	合計
人数	4	1	2	2	2			1	12

任　期

平成15年4月30日から

平成19年4月29日まで

五個荘町

定数　14人

議員期数

期数	1	2	3	4	5	6	7	8	合計
人数	3	2	3	3			1		12

任　期

平成11年10月16日から

平成15年10月15日まで

（平成15年10月16日から

平成19年10月15日まで）

愛東町

定数　12人

議員期数

期数	1	2	3	4	5	6	7	8	合計
人数	6	5			1				12

任　期

平成12年2月11日から

平成16年2月10日まで

（平成16年2月11日から

平成20年2月10日まで）

湖東町

定数　14人

議員期数

期数	1	2	3	4	5	6	7	8	合計
人数	7	4	2	1					14

任　期

平成11年10月5日から

平成15年10月4日まで

（平成15年10月5日から

平成19年10月4日まで）

資　料　5

協　議　事　項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協　定　項　目　No.	5

地　区	人　口 平成15年4月1日現在	地方自治法第91条の市町村議会議員の定数	条例での定数
	人	人	人
八日市市	45, 144	26	20
永源寺町	6, 488	18	12
五個荘町	11, 935	22	14
愛東町	5, 680	18	12
湖東町	9, 149	18	14
計	78, 396	30	
彦根市	107, 255	34	28
草津市	111, 567	34	24
近江八幡市	68, 590	30	22
守山市	69, 000	30	22
京都府舞鶴市	94, 050	30	30
新潟県柏崎市	85, 846	30	30
静岡県掛川市	80, 621	30	24
京都府長岡京市	77, 849	30	26
岐阜県関市	76, 603	30	23
和歌山県田辺市	71, 163	30	20

資　料　6

協　議　事　項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協 定 項 目 No.	5

八日市市	2年2ヶ月
永源寺町	2年6ヶ月
五個荘町	2年
愛東町	1年8ヶ月
湖東町	2年

八日市市	3年6ヶ月
永源寺町	3年10ヶ月
五個荘町	3年4ヶ月
愛東町	3年
湖東町	3年4ヶ月